学校法人ガバナンス改革

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**で、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後５年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**＊により、不祥事防止のより実効性ある措置や、他の公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。（＊骨太の方針2019、2021）
- 「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ね、さらに、本年１月より「学校法人制度改革特別委員会」にて**関係者の合意形成を丁寧に図るべく、改めて議論**を行い、**３月末に報告書**を取りまとめた。
- これらを踏まえ、文部科学省において**「私立学校法改正法案骨子案」を作成**し、**意見募集**を実施中。寄せられた意見を踏まえつつ、法制化作業を進め、**準備が整い次第法案を提出予定**。

私立学校法改正法案骨子案（抄）

基本的な考え方

- **「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」**の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限分配を明確に整理・分配。私立学校の特性に応じた形で**「建設的な協働と相互けん制」**を確立。
- 所轄庁や規模に応じた区分を設ける等、学校法人の実情にも対応するとともに、所要の準備期間・必要に応じた経過措置を設ける。

学校法人制度改革の具体的方策

- 大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することとする。
- 評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。
- 理事と評議員の兼職を禁止することと合わせて、評議員の下限定数を引き下げる。
- 監事の選解任は評議員会の決議によって行うこととするとともに、役員近親者が監事に就任することを禁止する。　など

次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）　諮問の概要

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第１項（教育振興基本計画）
　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など

・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会（Society 5.0）
一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング
一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」
　・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など 教職員定数の改善　等

○新型コロナウイルス感染症を契機として　・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
　・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

①　改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について

②　上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後５年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について

③　学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて

④　第３期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

幼児教育スタートプランの実現

中央教育審議会・幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が取りまとめた審議経過報告等を踏まえ、
持続可能な社会の創り手の育成に向けた、幼児教育と「架け橋期（５歳～小１）」の教育の質を保障。

小学校段階

思考力の芽生え

社会生活との関わり

自然との関わり・生命尊重

道徳性・規範意識の芽生え

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

協同性

自立心

言葉による伝え合い

健康な心と体

豊かな感性と表現

「幼保小の架け橋プログラム」の実施

- 発達の段階を見通しつつ、５歳～小１の２年間を「**架け橋期**」と位置づけ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用を促進。
- 中教審において整理した手引きを活用しつつ、市町村教委等と連携し、架け橋期にふさわしいカリキュラムを開発。
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供や外国人の子供等）への対応を充実。

幼児教育施設
保育者

福祉機関

こども家庭庁とも連携し、地域の**教育・福祉資源の連携強化**

保育者

相談、一時預かり等による**子育て家庭の支援**

幼児教育の質等に関する認識の共有

保育者の**確保・資質能力向上**

データの蓄積・活用に基づく子供の命、安全、成長の保障

幼児教育推進体制等を通じた教育の質の保障と専門性の向上

- 都道府県、市町村における一体的な幼児教育推進体制の整備
- 幼児教育アドバイザーの配置・育成
- 保健、福祉等の専門職との効果的な連携
- 大学の専門性等を活用しながら、教育の質に関するデータに基づき質の保障を図っていくための基盤づくり

行政機関

研究機関等

個別最適な学びを実現するためのＧＩＧＡスクール構想の推進

○ **個別最適な学びを実現するため**、ＧＩＧＡスクール構想を前倒し学習ツールの一つとして**１人１台端末等を整備**してきたが、
ネットワークや指導者端末など残された課題が存在

○ 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**

ＳＴＥＰ１ これまでのＧＩＧＡスクール構想の取組

１人１台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和３年度から本格運用が開始。（合計4,819億円）⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題①　✓運用に地域差がある　✓ネットワーク回線が遅い　✓教師に設定等の負担が集中

課題②　✓指導者用端末などが未整備・古い　✓遠隔授業実施環境が不十分　　**課題③　✓デジタル教科書の導入が不十分**

ＳＴＥＰ２　支援の加速によるＧＩＧＡの実装【令和4年度以降の取組】

省庁横断のタスクフォースなどにより関係省庁と緊密に連携して課題に対応

（支援① 学校の運用支援、教師のサポート）

・学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・応急対応を実施

（支援② 教室環境の改善）

・子供だけでなく教師にも１人１台端末を整備するとともに、高機能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化を支援

（支援③ デジタル教科書の活用や配信基盤の整備）

・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、　実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証等を実施

（※教師の指導力）

・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進　・GIGA StuDX推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信

・中央教育審議会で教師の養成・採用・研修の在り方について検討中

ＳＴＥＰ３　ＧＩＧＡの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアセスメントや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その**課題に応じて、事業者による対処等を行い、基盤の改善**を目指す

＜更に次なる展開へ＞

●実証を踏まえたデジタル教科書の実装　●全国学力調査のＣＢＴ化

●１人１台端末から得られる教育データの利活用　　等

新時代に対応した高等学校改革の推進

【中央教育審議会（新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ）での議論】

- 各高等学校のスクール・ミッションや実情等に応じ、国内外の高等教育機関、企業、経済団体、地方公共団体等の関係機関とも連携・協働することにより、学校外の教育資源を最大限活用した特色・魅力ある教育を行うことが必要。
- 各高等学校がそれぞれのスクール・ミッションに応じた特色化・魅力化に取り組むことを推進する観点から、各高等学校の取組を可視化し、情報発信を強化するため、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化することが必要。
- 新たな学科における学びを実現するためには、国及び設置者において、人的又は物的な資源を充実するために必要な措置を講ずることが求められる。また、新たな学科においては、地域社会や関係機関と高等学校とをつなぐコーディネート機能が必要であり、これを担う者を位置付けることが望まれる。その際、国及び設置者、地元自治体においては、こうしたコーディネート機能の充実に向けた適切な措置を講ずることが求められる。
- 経済団体等の産業界を核とし、地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方や高校段階での人材育成の在り方を検討するとともに、それらに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む多様な各高校の特性を踏まえた『社会に開かれた教育課程』の実現

国内外の産官学との連携・協働

WWL(ﾜｰﾙﾄﾞ・ﾜｲﾄﾞ・ﾗｰﾆﾝｸﾞ)ｺﾝｿｰｼｱﾑ構築支援事業（WWL）

令和４年度予算額 2.3億円（前年度2.5億円）

大学等と連携した先進的な理数系教育

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業

令和４年度予算額 22.8億円（前年度22.5億）

（WWL） Society5.0をリードし、 SDGsの達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進。

（SSH） 大学等との連携により、先進的な理数系教育を通じて将来国際的に活躍しうる科学技術人材を育成。

普通科改革をはじめとする高等学校の特色化・魅力化の推進

新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和４年度予算額 ２億円（新規）

中教審答申等を踏まえ、

- ◆ 普通科改革等の高等学校改革として、学際領域学科や地域社会学科といった新学科の設置を検討している学校に対し、地域との協働を実現するためのコーディネーター配置等の支援を実施。
- ◆ 遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施。

企業・経済団体等との連携・協働、職業教育の充実

マイスター・ハイスクール

令和４年度予算額 2.5億円（前年度2.1億円）

成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体・同期化し、デジタル人材育成の加速化をはじめとした、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を行う。

最新の産業教育施設・設備をフルに活用した指導実践モデルを創出・普及し、産業構造の変化に即応した実践的な指導力の向上を目指す。

上記予算事業等を通じて質の高い「新時代に対応した高等学校改革」を強力に推進